

三条市

新生児聴覚検査について

生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1～2人は、生まれつき耳に難聴があると言われていています。その場合には、早く発見して適切なサポートをしてあげることが赤ちゃんのことばと心の成長のためにはとても大切です。早期に発見するためにも、新生児聴覚検査を受けましょう。

三条市では新生児聴覚検査費用の全額助成を行っています。

対象者

検査を行う日に三条市内に住所を有する新生児

対象検査

新生児期の入院又は外来で実施した聴性脳幹反応検査（自動聴性脳幹反応検査を含む）又は耳音響放射検査による初回検査

助成金額

初回検査にかかった費用の全額

内容

- ・母子健康手帳の交付とともに、新生児聴覚検査受診票を交付します。新生児聴覚検査時に新生児聴覚検査受診票を母子健康手帳と一緒に市内医療機関窓口へお出してください。
- ・新生児聴覚検査受診票は、三条市から転出した場合は使用できません。
- ・市外医療機関等で新生児聴覚検査を受けた方は、申請により、検査費用の全額を助成します。検査を受けた日から6か月以内に市民総合窓口、栄・下田各サービスセンター総合窓口グループのいずれかに申請ください。

【問い合わせ先】

三条市教育委員会 子ども家庭サポートセンター 総合支援係
電話：0256-45-1114